TOPICS
-2-

トピックス…②

飲用乳価、
来年3月1㌔10円値上げ

関東生乳販連と中央酪農会議は10月16日、東京・大手町のJAビルで、平成20年度飲用向け生乳取引の再交渉についての緊急記者会見を開催し、関東生乳販連が大手乳業メーカー3社との間で、来年3月分の乳代から1㌔当たり10円程度の値上げで決着したことを発表した。また、生産者団体、農水省では来年3月分の乳価値上げまでの資金対策がそれぞれ創設された。

● 10円以上の値上げは34年ぶり 期中改定は33年ぶり

関東生乳販連の発表によると、大手乳業メーカー3社のうち、日本ミルクコミュニティは、来年3月分乳代から飲用向け生乳を1㌔当たり10円値上げすると9月末に回答、明治乳業と森永乳業については、10月に入ってほぼ同様の回答だったため、3社と合意したとしている。関東生乳販連は大手乳業メーカー3社以外の取引先乳業メーカーにも同様の値上げを要求している。

飲用向け乳価の値上げ幅が1㌔10円以上となるのは、第1次オイルショック後の昭和49年（1974年）の「16円」以来34年ぶりとなり、同一年度内の期中改定が2度となるのは50年度（1975年度）の「14円40銭」以来33年ぶりとなる。

なお、大手乳業3社は他の都府県指定団体にも同様の回答をしており、関東での決着以降、その他の指定団体も飲用向け乳価については決着の方向となった。

● 10円値上げには異論なく 3月値上げには相当の議論・林常務

関東生乳販連の林克郎常務は記者会見の席上、大手乳業3社との間で決着した20年度飲用向け乳価再交渉について、「1㌔10円の値上げは要求額に対する満額回答だったので異論はなかった。これに対して、来年3月分乳代からの値上げという時期については（これを受け入れるかどうかについて）相当な議論があった。最終的には、乳業メーカーは小売価格への転嫁に時間がかかることから、乳価が安くなる12月から来年2月までの間、（関東販連の会員などが）組織全体で資金を借りて、前倒しで酪農家に対応することを検討することを

含め、乳価値上げは3月分乳代からとなった」と述べた。

林常務は交渉決着までの経緯について、当初は10月からの乳価値上げに向けて7月末、8月末と2回の回答期限を設定したものの、有額回答が得られない中で、酪農経営が日に日に悪化していることから、農協系乳業最大手の日本ミルクコミュニティに交渉を集中してきた経緯も説明した。林常務はその理由について、「日本ミルクコミュニティは農系資本が入っている会社。交渉では大手乳業3社がなかなか前に進んでくれなかったため、それなら農系資本が入った日本ミルクコミュニティに一歩先に行ってほしいという気持ちがあり、交渉相手をしぼった」と答えた。

また、会見で発表した交渉決着の内容では、日本ミルクコミュニティと合意した「来年3月から飲用向け乳価1㌔10円値上げ」と、明治乳業、森永乳業との合意内容が「ほぼ同様の内容」と表現した違いを問われ、林常務は、1社は日本ミルクコミュニティと同じ内容、もう1社はやや低い内容だったことを明らかにした上で、「細かい内容は詰めの部分が残っているが、3月を待たずに別途、部分的な対応をしてもらえると思うので、トータルでは3月から10円値上げと同じレベルになる」と述べ、大手乳業3社との妥結内容は同水準との認識を示した。

さらに、林常務は飲用向け以外の用途や大手乳業以外の交渉、21年度の乳価交渉について、①発酵乳向け、加工向け、チーズ向けなどの交渉はこれから精力的に行う。ただ、加工向け、チーズ向けは北海道が主体なので、北海道の決着をみて決める、②大手以外の乳業メーカーにも大手と同じ値上げ額をお願いしており、すでに了解してもらっているメーカーも出ている、③21年度の交渉は、例年通り来年1月末に契約更改を申し入れるが、要求額の水準は、その時の飼料価格などの状況を踏まえて最終判断したい―などと語った。

● 関東以外の指定団体も近く決着へ 飲用以外の乳価交渉も重要

会見に同席した門谷廣茂中酪専務は、関東以外の指定団体の飲用乳価交渉について、例年、全国の飲用向けの4分1を占める関東の動向によって交渉が決着することを明らかにしたほか、飲用以外の用途別乳価交渉については、「関東は全出荷乳量に占める飲用向け生乳の割合は8割なので、飲用乳価が10円値上がりしても他の用途が据え置きなら全体では8円の値上げになってしまう。引き続き、他の用途の値上げ交渉が必要だ」と述べ、全生乳での10円値上げには飲用以外の用途別交渉が重要になるとの見解を示した。

● 国、生産者団体、乳価値上げまで資金対応策を措置

一方、指定団体などの生産者団体は、飲用乳価の10円値上げが来年4月に支払われる3月分の乳代からの適用となることから、年末や年度末の酪農家の資金繰り対策として、季節別乳価による冬乳価の減額を停止して実質的に乳代を前払いするケースや、指定団体などが独自に金融機関から資金などを調達して11月分の乳代から加算金を上乗せするなどの方針を決めている。

また、農水省は10月22日に、酪農家が金融機関から飼料購入資金を借りた場合に国が利子補給する「家畜飼料特別支援資金融通事業」を拡充し、酪農協などが金融機関から一括して飼料購入資金を借り受け、酪農家の乳代に上乗せして支払い、乳価の高い時期に返済する場合、金融機関に利子補給する仕組みを新設した。

さらに、農水省は10月30日に政府の追加経済対策として、同事業の酪農家への貸付限度額を乳用牛1頭3万円から5万円に拡大した。